

令和4年度 岡山県国際コンテナ定期航路強化促進事業費補助金実施要領

1 事業内容

国際定期コンテナ航路（以下「外貿コンテナ航路」という。）又は内貿定期コンテナ航路（以下「国際フィーダー航路」という。）を運航する船社に対し、水島港入港料相当額の補助金を交付して支援することにより、水島港における国際コンテナ定期航路の強化促進を図る。

2 用語の定義

この公募要領で使用する用語の定義は、「岡山県国際コンテナ定期航路強化促進事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に規定するほか、次のとおりとする。

① Gビズ ID

デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム（j グランツ）において、1つのアカウントで様々な行政サービスの電子申請にアクセスできる法人・個人事業主向け共通認証システムである。

② gBizID プライム

G ビズ ID には、プライム、メンバー、エントリーという3種類のアカウントがあるが、プライムは審査を行いアカウントが発行されるため、様々な行政サービスの電子申請で利用できる。

3 補助金の概要

（1）補助対象期間

補助の対象期間は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までとする。

（2）補助対象者

補助対象期間において、コンテナ航路を運航している船社^{※1}のうち、次の要件を全て満たす者とする。

- ① 水島港国際コンテナターミナルを利用するコンテナ航路を運航する者であること。
- ② 水島港入港料が発生する総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第5条第1項の総トン数をいう。以下同じ。）が、700トン以上のコンテナ船を運航する者であること。
- ③ 知事が認めるコンテナ航路を運航している者であること。
 - ・日本国内に事業所を有していること。
 - ・他人の需要に応じ、有償で運航している者であること。
 - ・届出により一定の航路を一定の日程表に従って営む者であること。
- ④ 岡山県税（延滞金等を含む。）の滞納がない者であること。

※1 国内船社、外国船社の日本法人又は日本総代理店とする。

(3) 補助金の種別及び額

補助対象期間において、大型コンテナ船（総トン数1万トン以上の定期コンテナ船に限る。）とコンテナ船（総トン数1万トン未満の定期コンテナ船という。）の別に、また、コンテナ船において外貿コンテナ航路と国際フィーダー航路の別に、次により補助金を交付する。

① 大型コンテナ船

水島港入港料相当額の補助金を交付する。

② コンテナ船（外貿コンテナ航路）

補助対象期間に入港したコンテナ船の水島港入港料相当額の計に補助率^{※2}を乗じて補助金を交付する。

なお、補助率の上限は50%とするが、10%未満となる場合については補助金の交付対象外とする。

※2 船社ごとに補助対象期間に入港した全てのコンテナ船の補助対象年取扱貨物量（当該船舶が補助対象期間に輸移出入した全てのコンテナ貨物の取扱量とし、空コンテナも含む。）を算出し、この補助対象年取扱貨物量を1万TEUで除して算出した比率とする。

③ コンテナ船（国際フィーダー航路）

補助対象期間に入港したコンテナ船の水島港入港料相当額の計に補助率として一律50%を乗じて補助金を交付する。

4 交付申請等

(1) 交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、郵送、持参又は電子申請により次の提出書類を提出する。

申請者は、郵送又は持参により提出する場合、土曜日、日曜日又は祝日等の閉庁日を除く開庁日の17時15分までに提出書類が受理されるよう申請しなければならない。

【提出書類】

① 郵送又は持参により提出する場合

必要事項を記入し、下記(ア)から(ウ)に関する書類の原本を提出する。

郵送により提出する場合、郵便等による提出は、書留郵便、配達記録郵便その他これらに準じる方法によるものとする。

(ア)岡山県国際コンテナ定期航路強化促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）

(イ)日付、船名、コンテナのサイズ及び本数が確認できる水島港国際物流センター株式会社が運用するコンテナターミナル管理システムから集計した書類の写し（月別とし、実入り・空コンテナを両方とも含む。）

(ウ)岡山県暴力団排除条例関係書類（誓約書（別紙1）、役員情報（別紙2））

- (エ)岡山県税の滞納がないことを示す納税証明書（原本）
- (オ)その他知事が必要と認める書類

② 電子申請（jGrants）により提出する場合

必要事項を jGrants に入力し、下記(ア)から(オ)に関するデータを jGrants 上で添付し送付する。PDF 等のデータとすることが困難な場合、郵送での提出も可能とするが、その場合、当該提出書類の原本を提出することとする。

なお、j Grants による電子申請の場合、予め「G ビズ ID」の「gBizID プライム」の取得が必要である。

- (ア) 岡山県国際コンテナ定期航路強化促進事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (イ) 日付、船名、コンテナのサイズ及び本数が確認できる水島港国際物流センター株式会社が運用するコンテナターミナル管理システムから集計した書類の写し（月別とし、実入り・空コンテナを両方とも含む。）
- (ウ) 岡山県暴力団排除条例関係書類（誓約書（別紙 1）、役員情報（別紙 2））
- (エ) 岡山県税の滞納がないことを示す納税証明書
- (オ) その他知事が必要と認める書類

（２）申請期限

令和 5 年 1 月 31 日（火）17 時 15 分までに下記提出先へ必着とする。

なお、電子申請により提出書類を提出する場合、上記時間までに jGrants 上で提出が完了（j Grants が稼働する電子計算組織へデータが記録されること。）しなければならない。

（３）提出先

① 郵送又は持参により提出する場合

岡山県土木部港湾課 計画振興班
〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号
Tel : 086-226-7486 Fax : 086-227-5551

② 電子申請（jGrants）により提出する場合

<https://www.jgrants-portal.go.jp/> ※³

※³ 「gBizID プライム」のアカウントによりログインして申請すること。

5 交付決定

申請者から補助金交付申請書等の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは知事が補助の交付の決定及び額の確定を行う。その場合、岡山県国際コンテナ定期航路強化促進事業費補助金交付決定及び確定通知書（様式第 2 号）により、知事が申請者に通知する。

6 補助金の請求及び交付

(1) 補助金の請求

申請者は、補助金の交付の決定及び額の確定後、岡山県国際コンテナ定期航路強化促進事業費補助金交付請求書（様式第3号）を郵送で提出すること。

(2) 補助金の交付

補助金は、補助金交付請求書の内容を確認し、交付することとなるので注意すること。

なお、交付決定後、提出書類に虚偽の記載があった場合又は不正行為等が認められた場合、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求める場合がある。

7 留意事項

(1) 予算額超過の場合

補助金は予算の範囲内において交付する。

なお、補助金の交付予定額の合計が予算額を超える場合、予算額を交付予定金額により按分して交付するものとする。

(2) 県の調査

県は、補助金の交付決定及び交付確定の審査に当たり、申請者に対して説明を求め、又は現地調査等を行うことがある。

(3) 帳簿書類等の保存

申請者は、補助事業に係る帳簿書類等を補助事業の完了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しなければならない。

【提出・問い合わせ先】

岡山県土木部港湾課 計画振興班

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

Tel : 086-226-7486 Fax : 086-227-5551

E-mail: kowan@pref.okayama.lg.jp